

健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による財政健全化判断比率等を算定したところ、下記のとおり算定結果がまとまりましたのでお知らせします。

健全化判断比率

財政状況を判断する基準となる健全化判断比率は、従来の赤字再建団体に相当する財政再生団体への転落を未然に防ぐため、「早期健全化団体」の基準を設け、早期に是正措置を行うことを目的としたものです。

なお、平成19年度決算から公表することとなっていますが、基準を超過した場合の財政健全化計画等の策定が義務付けられるのは、平成20年度決算からとなっています。

【健全化比率】

(単位:%)

	海南省	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.89	20.00
連結実質赤字比率	-	17.89	40.00
実質公債費比率	11.0	25.0	35.0
将来負担比率	181.2	350.0	-

いずれの指標についても早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

基準について

【早期健全化基準】

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することになります。

【財政再生基準】

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することになります。また、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、一部の地方債を除き借り入れができなくなります。

指標について

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模(通常収入が見込まれる一般財源(地方税や交付税など)の規模を示す数値)に対する比率です。

海南省は実質収支額で赤字額が生じていないため、実質赤字比率は該当なしとなっています。

【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率です。

海南省は一般会計等の実質収支額及び公営企業会計の資金不足額・剰余額の合計で赤字額が生じていないため、連結実質赤字比率は該当なしとなっています。

【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率です。この比率が高まるほど、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まります。18%を超えると地方債の借り入れの許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債の発行が制限されます。

【将来負担比率】

地方債残高のほか土地開発公社の負債、近隣市町村との組合が保有する負債など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

早期健全化基準は350%ですが、財政再生基準は示されていません。

資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率であり、経営健全化基準である20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

指標については平成19年度決算から公表することとなっていますが、経営健全化計画の策定が義務付けられるのは、平成20年度決算から適用されることとなっています。

【資金不足比率】

(単位:千円、%)

	資金不足額	事業規模	資金不足比率 /
水道事業会計	-	936,705	-
病院事業会計	836,432	1,882,902	44.4
港湾施設事業特別会計	-	14,089	-
簡易水道事業特別会計	-	60,898	-

水道事業会計及び港湾施設事業特別会計、簡易水道事業特別会計については、資金不足額が生じていないため該当なしとなっています。

病院事業会計については、資金不足比率が20%以上となっています。平成20年度決算においても資金不足比率が20%以上となれば、経営健全化計画を策定することになります。

用語解説

【一般会計】

市の行政運営の基本的な経費を計上している会計です。一般会計のほかに特別会計があります。

【特別会計】

一般会計に対する会計で、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などがあります。

【一般会計等】

本市では、一般会計と、特別会計のうち産業廃棄物処理事業特別会計、同和対策住宅資金貸付事業特別会計が対象となります。

【公営企業会計】

使用料など事業における収入で、その事業の経費をまかなうことを目的として設置される独立採算が原則である会計です。本市では、水道事業、病院事業、港湾施設事業特別会計、簡易水道事業特別会計があります。

【標準財政規模】

通常収入されるであろう経常的な一般財源(地方税や普通交付税など)の規模を示すものです。

【実質収支】

収入と支出との実質的な差額をいいます。具体的には、収入と支出の差額から翌年度に繰り越すべき財源を控除したものです。実質収支がプラスになれば黒字で、マイナスになれば赤字になります。

【資金不足額】

公営企業会計の流動負債から流動資産を控除したものに、資産形成のため以外に借り入れた地方債の残高を加算したものが資金不足額になります。

この値がマイナスになれば資金剰余額になります。